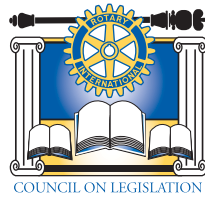


2010年規定審議会で変更となる項目



立法案の提出期限

1. 2010年規定審議会に提出する立法案の締切期日は、**2008年12月31日**となっています。正式な手続きにより提出されたとみなされるには、立法案がこの期日までに**受理**されなければなりません。2009年1月1日、あるいはそれ以降に受理された立法案は期限に間に合わなかったものとして扱われます。正月休みを考慮した上で**例外が認められるということは一切ありません**。
2. 地区大会か郵便投票によって提案、または承認された立法案は、地区大会終了後**45日以内**、またはガバナーによって定められた郵便投票の受理期限後**45日以内**に提出する必要があります(この場合も2008年12月31日の締切期日が適用されます)。
3. 各地区は、承認し提案する立法案を、地区あたり**最多5件まで**に制限するよう奨励されています。

修正案の提出期限

2008年12月31日までに受理された立法案の修正案の提出期限は、(定款細則委員会が期限を延期した場合を除き)**2009年3月31日**となっています。

立法案集

立法案集は、各ガバナー、元理事、規定審議会代表議員、ならびに**2009年9月30日**までにこれを要請したクラブ幹事全員に郵送されます。

立法案に関連する締切期日の予定

2008年12月31日／2年目	立法案の受理締切日。但し、RI理事会は、審議会の開かれる年度の12月31日まで、緊要性のある制定案を提出することができる(理事会はこれ以降も決議案を提出してよい)。
2009年3月31日／2年目	自らが提出した立法案に対する提案者からの修正案の受理締切日。
2009年9月30日／3年目	立法案集の英語版の発行締切日。

決議案

以下のような場合、決議案は欠陥があるとみなされ、2010年規定審議会には提出されません。

- 1) RI組織規定の精神に抵触する行為を要する、もしくは意見を表示する場合、または、
- 2) 理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的行為を必要とする、あるいは要請する場合

2010年規定審議会の詳細は、rotary.orgの審議会のページをご覧くださいか、RI審議会業務課まで、電話(1-847-866-3302)またはEメール(councilservices@rotary.org)でお問い合わせください。